

令和2年度 公文書開示状況（8月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R2. 6. 16	R2. 8. 4	私立学校教育助成金調査票 (B表)「I 教職員関係」 (平成27年度～令和元年度) (〇〇中学校及び〇〇高等学 校)			1													(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することが できるものであるため (7条3号) 学校経営の詳細を把握することが可能となることか ら、本法人が設置する中学校及び高等学校の競争上 の地位又は事業運営上の地位その他社会的地位が損 なわれると認められるため	生活文化局私 学部私学振興 課
2	R2. 8. 5	R2. 8. 6	特定非営利活動法人〇〇の平 成13年〇月〇日付け設立登記 完了届出書類のうち「定款」	9		1													(7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を きたすため	生活文化局都 民生活部管理 法人課
3	R2. 7. 30	R2. 8. 12	特定非営利活動法人〇〇に関 する事業報告書(平成14年度 から平成29年度まで)	161		1					1	1	1		1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することがで きるため (7条3号) 活動支援相手先は、法人の事業活動を行う上での内 部管理に属する事項に関する情報であり、公にする ことにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が 損なわれるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を 及ぼすため (7条6号) 当該事項は、書類受理の業務を行う上での内部管理 に属する事項であり、公にすることにより、行政の 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都 民生活部管理 法人課

令和2年度 公文書開示状況（8月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
4	R2. 6. 22	R2. 8. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点広報テーマの展開に係るCM放映業務委託契約締結決定等通知書・入札経過調書・実施時起案</li> <li>令和元年重点広報テーマの展開に係るテレビCM放映業務委託契約締結請求書</li> <li>新型コロナウイルスに係る情報発信のためのテレビ・ラジオ広告放送委託その1契約締結決定等通知書・締結締結要求書・審査結果通知</li> <li>新型コロナウイルスに係る情報発信のためのテレビ・ラジオ広告放送委託その2契約締結決定等通知書・契約締結要求書・審査結果通知</li> </ul>	17	1																生活文化局広報広聴部広報課	
5	R2. 6. 22	R2. 8. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の契約の支出命令書・委託完了届・納品書・契約締結決定通知書・請書・相手方決定起案・実施時起案</li> <li>新型コロナウイルスに関連した感染症について、適切な予防対策を呼び掛ける動画の製作委託</li> <li>新型コロナウイルスに関連した感染症に関するCM動画</li> <li>東京都新型コロナウイルス対策CM制作業務委託</li> <li>東京都新型コロナウイルス対策CM納品データ作成作業委託</li> <li>新型コロナウイルス対策CM制作業務委託(その2)</li> <li>新型コロナウイルス対策CM納品データ作成作業委託(その2)</li> <li>重点広報テーマの展開に係るテレビCM放映業務委託</li> <li>新型コロナウイルスに係る情報発信のためのテレビCM放映業務委託</li> <li>新型コロナウイルスに係る情報発信のためのテレビ・ラジオ広告放送委託(その1)</li> <li>新型コロナウイルスに係る情報発信のためのテレビ・ラジオ広告放送委託(その2)</li> </ul>	237	1							1	1	1						1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</li> <li>(7条3号) 支払先事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、契約先事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</li> <li>(7条4号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>(7条6号) 公にすることにより、今後の同種の契約において、東京都の契約の価格設定が明らかとなり、その結果、応札金額の高騰につながり、東京都の財産上の利益を不当に害されるおそれがあるため</li> </ul>	生活文化局広報広聴部広報課

令和2年度 公文書開示状況（8月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
6	R2. 8. 13	R2. 8. 24	メール 差出人 戦略政策情報推進本部戦略事業部総務課庶務担当 宛先 生活文化局広報広聴部都民の声課組織端末 送信日時 令和2年7月16日 (木曜日) 〇時〇分	1	1															(7条2号) 個人のプライバシーに関する情報及び個人の私生活に関する情報が記載されており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため (7条6号) 都民から都に寄せられた意見や相談内容等を含む個人情報公文書開示請求によって公にされるようなことがあっては、都民が安心して意見等を寄せることができなくなり、当課が行う事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため	生活文化局広報広聴部都民の声課
7	R2. 8. 13	R2. 8. 24	回答その他メモ等				1													当該公文書は、都民の方からの伝言として当課へ伝達されたものであり、回答を要する案件ではないため、実施機関では現に作成及び保有しておらず、存在しない。	生活文化局広報広聴部都民の声課